

# さくら通信 9月号

2024年9月  
No.237

発行  
さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会



## 意外と身近なM&A



これは、9月13日(金)に当事務所が行う研修会の2コマ目の副題です。最近、巷では事業継続の一つの方法として急速にM&Aが広がりを見せています。特に中小企業では後継者の問題解決以外にも、事業をより大きくするためにも活用されてきており、M&Aはかなり身近になってきているように思います。買うことを検討されている方、売ることを検討されている方、そして何となく考えている方も、是非研修をお聞きいただき、気になることがあれば当事務所にご相談いただければと思います。

(孝志洋)

## 税務調査(任意調査)について② ~法人税調査~

今回は、一般的な法人税調査の流れを確認してみます。

調査初日の午前中、調査官は社長や経理担当者に対し、会社の概況や取引の流れ等について質問します。その後、総勘定元帳を中心に帳簿類を見ていきます。

最初はまず、最終事業年度の期末及び翌期首の売上及び仕入を検討します。

いわゆる「期ズレ」、例えば、当期の売上を翌期首に繰り延べていないか、又は翌期の仕入を当期に繰り上げていないか等を調べます。

卸売業などは在庫が多いので、売上、仕入の流れを追いながら仕入在庫を重点的に調べます。これは期末になって慌てて利益調整をする事例が多いからです。

売上及び仕入については、納品書(控)、請求書(控)、領収書(控)と売上帳(売掛帳)及び仕入帳(買掛帳)とを突き合わせます。また、収集済みの「資料せん」とも突き合わせます。



会社の概況や取引の流れ等について質問

帳簿類の確認

最終事業年度の期末及び翌期首の売上及び仕入を検討

給料、外注費等について調査

ピックアップした事項や重要資料せんについて  
関係書類の提出、説明を求める

売上関係のチェックが終われば、給料、外注費等について調べます。外注費の調査では、請求書及び領収書等をチェックして、架空のものはないか、また実態が給与のものはないかといった所を調査します。さらに、支払額を書き写し、相手先の申告状況もチェックします。

給料については、給与台帳、源泉徴収簿、タイムカード等を調べて、架空や水増し人件費がないかを調べます。特に、社会保険に入っていない人、毎月同額の人など、他の従業員と異なる条件の人については、より注意深くチェックします。

それから、交際費、福利厚生費、旅費交通費、会議費等に家事関連費(会社の費用ではない個人的支出)が混じっていないかも、請求書や領収書から調べます。

また、事前調査でピックアップした事項や重要資料せん(特に不正な取引が想定される資料せん)についても関係書類を提出させ、説明を求めます。

(大寺)

## 資産税係 小規模企業共済に加入している契約者が死亡した場合

小規模企業共済は、小規模企業(事業)の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てることのできる、いわば「経営者のための退職金制度」です。

共済契約者が亡くなり遺族が共済金を受け取る場合、死亡退職金となります。死亡退職金は税法上みなし相続財産として扱われます。相続税の計算上、非課税限度額は、500万円×法定相続人の数です。

死亡したことにより支給される共済金は、遺産分割の対象ではなく、受給権順位が決まっています。民法上の相続の一般原則とは異なり、小規模企業共済法に規定されているため、確認が必要です。



受給者順位	親族	備考
第1順位	配偶者	戸籍上の届け出はしていないが、事実上婚姻と同様の事情に合ったものを含む
第2順位	子	共済契約者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
第3順位	父母	
第4順位	孫	
第5順位	祖父母	
第6順位	兄弟姉妹	
第7順位	その他親族	

受給者順位	親族	備考
第8順位	子	共済契約者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していなかった者
第9順位	父母	
第10順位	孫	
第11順位	祖父母	
第12順位	兄弟姉妹	
第13順位	ひ孫	
第14順位	甥・姪	

(坂田)

## 社会保険 算定基礎届による標準報酬月額の時決定

7月1日現在で使用しているすべての健康保険および厚生年金保険の被保険者に、4～6月に支払った賃金を、原則として7月に提出する「算定基礎届」によって、毎年1回標準報酬月額が決定(時決定)されます。

決定された標準報酬月額は、原則1年間(当年9月から翌年8月まで)の各月の保険料計算に適用されます。ので、9月分給料からの社会保険料の控除額を変更して下さい。



### ★算定基礎届による時決定の対象とならない方

- (1) 6月1日以降に社会保険に加入した方
- (2) 7月・8月・9月に月額変更届提出による随時改定に該当した方

### ★保険料率(徳島県 令和6年3月分～)

健康保険料		介護保険料		健康保険+介護保険		厚生年金保険料	
全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
10.190%	5.095%	1.600%	0.800%	11.790%	5.895%	18.300%	9.150%

### ※令和6年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

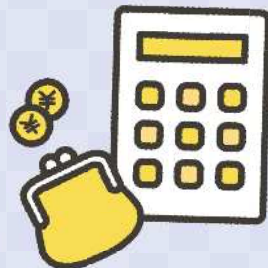
令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等(現在は被保険者数101人以上の企業等:「特定適用事業所」といいます。)で働く短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

(山形)



今回より、固定資産の減損会計の4つのステップ「グルーピング」「兆候」「認識」「測定」のうち、2番目のステップである減損の「兆候」について説明します。

減損の兆候とは、資産または資産グループに減損が生じている可能性を示す事象のことです。減損の兆候がある場合には、当該資産または資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行います。企業は、通常の企業活動において実務的に入手可能なタイミングにおいて利用可能な情報に基づき、減損の兆候がある資産または資産グループを識別します。減損の兆候としては、次のような事象が例示されています。なお、これらの事象はあくまでも例示であり、例示されたもの以外でも会社固有の減損の兆候がないか、十分に検討すべきことに留意が必要です。



1. 資産または資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益またはキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
2. 資産または資産グループの使用されている範囲または方法について、当該資産または資産グループの回収可能価額を著しく低下させるような変化が生じたか、あるいは生ずる見込みであること
3. 資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したかまたは悪化する見込みであること
4. 資産または資産グループの市場価格の下落



次回より具体的な内容を説明します。

(孝志茜)

## 9月の社会保険労務

### ■ 9月30日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- ※ 老人週間(15日～21日)
- ※ 健康増進普及月間
- ※ 船員労働安全衛生月間
- ※ 障害者雇用支援月間

## 9月の税務

### ■ 9月10日

1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

### ■ 9月30日

2. 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
3. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

5. 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>



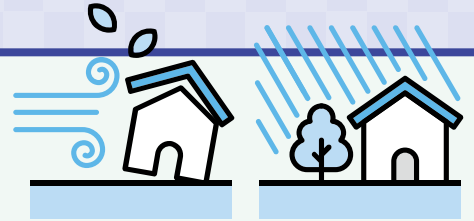
大規模な自然災害が発生すると、オフィスや店舗、備品や商品製品の損壊、従業員の負傷によって営業停止などの事態に追い込まれることもあります。特に特定の地域に根付いていることが多い中小企業や個人事業主が受ける影響は大きくなりやすいでしょう。

自社ビルや施設などが損壊した場合、休業期間の利益損失への備え、事務所などを借りて営業再開するための費用への備え、建て直し資金への備えなどが必要となってきます。

休業補償保険・利益保険など、不測の事態が起きた時に会社を守るための対策を考えてみてはいかがでしょうか。なお、損害の状態により休業の期間については保険会社によって違いがありますので事前に確認が必要です。

例

- 火災・水災等の場合は事故発生日から復旧した日まで補償
- 台風・破損汚損等の場合は事故発生の翌日から復旧した日まで補償



(さくらビジネス)

### 医療係 医師又は歯科医師の概算経費特例

法人、個人を問わず医師、歯科医師の社会保険診療報酬額が5,000万円以下かつ総収入金額の合計額が7,000万円以下の場合、実際にかかった費用ではなく、概算経費率の速算式により求めた金額を経費にすることができます。通常、概算経費の方が多いため、納税者には有利な規定です。



#### ★ 概算経費率の速算表

社会保険診療報酬額	概算経費率の速算式
2,500万円以下	×72%
2,500万円超 3,000万円以下	×70%+50万円
3,000万円超 4,000万円以下	×62%+290万円
4,000万円超 5,000万円以下	×57%+490万円

概算経費と実額経費のどちらを適用するかについて、事前届出の必要はなく、申告の際に選択することができます。概算経費での申告を選択する場合には、個人事業主では、「所得税青色申告決算書(一般用)付表(医師及び歯科医師用)」を作成して確定申告書に添付する必要があります。法人については、「社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書」の記載が必要になります。

(大下)



## 恥はかき捨て⑮ 生徒会会長選挙惨敗!!

中2の秋。生徒会会長選挙。3クラスの級長が立候補。1位が勉強2位、剣道部。2位が勉強3位、野球部。3位が勉強1位、野球はするが野球部に所属せずの私。文武両道の2人に惨敗。顔は大差無かったと思っている。それ以降、勧められても選挙には出ていない。負け犬根性が身についた。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
 .....  
 .....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
 さくら社会保険労務士法人  
 (株)さくらビジネスサービス  
 労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
 ホームページ：http://www.skr39.co.jp/  
 Eメール：kimutake@js4.so-net.ne.jp  
 TEL：088-625-2556  
 FAX：088-654-1181

発行